砂川市立病院附属看護専門学校学則

（目的）

第１条　本校（看護専門学校をいう。以下同じ。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づき看護師として必要な知識、技術及び態度を習得させるとともに豊かな人間性と見識を養い、地域医療の発展に貢献できる看護師を育成することを目的とする。

（名称）

第２条　本校は、砂川市立病院附属看護専門学校という。

（位置）

第３条　本校は、砂川市西４条北１丁目１番５号に置く。

（課程、学科及び学生定員）

第４条　本校の課程、学科及び学生定員は次のとおりとする。

課程	学科	入学定員	総定員
看護専門課程	看護学科（３年課程）	35人	105 人

（修業年限）

第５条　修業年限は、３年とする。

（在学年限）

第６条　学生は、６年を超えて在学することができない。

（学年）

第７条　学年は、４月１日に始まり翌年の３月31日に終わる。

（学期）

第８条　学期は、次の２期に分ける。

前期　４月１日から９月30日まで

後期　10月１日から３月31日まで

（休業日）

第９条　休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　土曜日及び日曜日

（２）　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
（３）　開校記念日　４月10日
（４）　季節休業日　10週間（夏季４週間、冬季３週間、春季３週間）
２　学校長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時休業日を定めることができる。

（入学の時期）
第10条　入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）
第11条　学校教育法第90条第１項に該当する者とする。

（入学の出願）
第12条　本校への入学を志願する者は、指定された書類（別記第１号様式）を期日まで学校長に提出しなければならない。

（入学者の選考）
第13条　入学志願者に対しては、学力検査及び面接により選考し、学校長が合格を決定する。

（入学手続き及び入学許可）
第14条　前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書（別記第２号様式）及び所定の書類を学校長に提出し、入学手続きを完了しなければならない。
２　連帯保証人の保証限度額は、720,000 円とする。
３　学校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（編入学）
第15条　保健師助産師看護師法に基づく文部科学大臣指定の学校又は厚生労働大臣指定の他の養成所に在籍する者若しくは退学した者が、本校に入学を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学校長が入学を許可することがある。

（授業科目）
第16条　授業科目及び単位（時間数）は、別表のとおりとする。

（欠席）
第17条　欠席する場合は、事前に欠席届（別記第３号様式）を提出しなければならない。

（成績）
第18条　授業科目の成績の評価は、100点満点とし、60点以上を合格とする。

（再試験）

第19条　不合格の判定を受けた者は、履修規定に定める所定の手続きを経て再試験を受けることができる。

（追試験）

第20条　やむを得ない事情により定期試験を受験できなかった者は、履修規定に定める所定の手続きを経て追試験を受けることができる。

（入学前の既修単位認定）

第21条　放送大学その他の大学若しくは高等専門学校又は次に掲げる資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第１号）別表３に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校の教育内容に相当すると学校長が認める場合は、総取得単位数の２分の１を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

歯科衛生士　診療放射線技師　作業療法士　臨床検査技師　理学療法士　視能訓練士
臨床工学技士　義肢装具士　救急救命士　言語聴覚士

２　保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表３備考２及び別表３の２備考３にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第 40 条第２項第１号の規定に該当する者で本校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第４に定める基礎分野に限り、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校の教育内容に相当すると学校長が認める場合は、本校における履修に替えることができる。

（単位認定）

第22条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。ただし、所定の授業時間の３分の２以上出席しなければ、試験を受けることができない。

２　学校長は、所定の単位を得なければ履修することができない科目を定めることができる。

（休学）

第23条　疾病その他特別の理由により続けて２月以上の期間、修学することができない者は、学校長の許可を得て休学することができる。

２　疾病又は特別の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学校長は休学を命じることができる。

（休学期間）

第24条　休学の期間は、１年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に１年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

２　休学期間は、通算して３年を超えることができない。
３　休学期間は、第６条の在学年限には算入されない。

（復学）
第25条　休学期間中にその理由が消滅した場合は、学校長の許可を得て復学することができる。

（転学）
第26条　他校への入学又は転入学を志願しようとする者は、学校長の許可を受けなければならない。

（退学）
第27条　退学しようとする者は、学校長の許可を受けなければならない。

（除籍）
第28条　学校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。
（１）　第６条に定める在学年限を超えた者
（２）　第24条第２項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
（３）　長期間にわたり消息不明の者

（卒業）
第29条　本校に所定の期間在学し、第16条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者は、学校長が卒業を認定する。
２　学校長は、卒業を認定した者に対して卒業証書（別記第４号様式）を授与する。

（表彰）
第30条　学生として表彰に価する行為があった者に対し、学校長は表彰することができる。

（懲戒）
第31条　学生として、その本分に反する行為又は本校の諸規定に違反する行為を行ったときは、学校長が懲戒する。
２　懲戒は退学、停学及び訓告とする。
３　次の各号のいずれかに該当する者に対し、学校長は退学を命ずる。
（１）　正当な理由がなくして出席の常でない者
（２）　本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
（３）　学力劣等で成業の見込みのないと認められた者
（４）　授業料の納付を怠り督促を受けてもなお納付しない者

（入学検定料、入学金及び授業料の納入時期）
第32条　砂川市病院事業診療費等徴収条例（昭和51年条例第16号）第６条の規定により学生が納入す

べき入学検定料、入学金及び授業料の納入時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

（１）　入学検定料　入学願書を提出する日まで

（２）　入学金　入学する日の前月の末日まで

（３）　授業料の月額　毎月末日まで

第32条の２　学校長は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者に対し、入学金及び授業料の全部又は一部を免除することができる。

２　すでに納入した入学金及び授業料は、返還しない。ただし、学校長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（定期健康診断）

第33条　学校長は、毎年１回学生の健康診断を行う。

（職員組織）

第34条　本校職員の組織は、次のとおりとする。

（１）　学校長（兼任）

（２）　副学校長

（３）　教務主任

（４）　専任教員

（５）　非常勤講師（兼任）

（６）　実習指導者（兼任）

（７）　事務管理者（兼任）

（８）　事務職員

（運営会議）

第35条　学校の運営を円滑にし、かつ、重要事項を審議するため、本校に運営会議を置く。

（その他）

第36条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学校長が別に定める。

附　則

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程による改正後の別表の規定は、令和４年度以後に入学する者から適用し、令和４年３月31 日現在において在籍し、同年４月１日以後引き続き在籍する者については、なお従前の例による。

別表（第16条関係）

授業科目及び単位（時間数）

区分		授業科目	単位 （時間数）
基礎分野	科学的思考の基盤	教育学	1 (30)
		論理学	1 (15)
		心理学	1 (30)
		文章構成	1 (30)
		情報科学	1 (30)
	人間と生活・社会の理解	社会学	1 (30)
		倫理学	1 (15)
		臨床倫理	1 (15)
		人間関係論基礎	1 (30)
		実践コミュニケーション	1 (30)
		英語Ⅰ	1 (15)
		英語Ⅱ	1 (15)
		保健体育	1 (30)
		運動と健康	1 (15)
	小　計		14 (330)
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1 (30)

	解剖生理学Ⅱ	1 (30)
	解剖生理学Ⅲ	1 (30)
	解剖生理学Ⅳ	1 (30)
	生化学	1 (30)
疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1 (30)
	微生物学	1 (30)
	臨床薬理学	1 (30)
	栄養と食事療法	1 (15)
	病態生理学Ⅰ	1 (30)
	病態生理学Ⅱ	1 (15)
	病態生理学Ⅲ	1 (30)
	病態生理学Ⅳ	1 (30)
	疾病と治療	1 (30)
	臨床判断の基礎	1 (30)
	クリティカルシンキングと臨床判断の実践	1 (30)
	看護の生理学	1 (15)
健康支援と社会保障制度	社会保障と社会福祉Ⅰ	1 (15)
	社会保障と社会福祉Ⅱ	1 (15)

		公衆衛生学	1 (30)
		関係法規	1 (30)
		医療安全	1 (15)
		総合医療論	1 (15)
	小　計		23 (585)
専門分野	基礎看護学	基礎看護学概論	1 (30)
		看護理論	1 (15)
		人間関係の技術	1 (30)
		ヘルスアセスメントⅠ	1 (15)
		ヘルスアセスメントⅡ	1 (30)
		看護診断	1 (30)
		生活援助論□	1 (30)
		生活援助論□	1 (30)
		生活援助論□	1 (30)
		診療の補助技術	1 (30)
		看護技術演習	1 (15)
	地域・在宅看護論	健康と暮らしを支える看護	1 (30)
		地域・在宅看護の基礎	1 (30)

		在宅における医療処置と看護	1 (15)
		地域・在宅看護の展開	1 (30)
		地域包括支援と多職種連携	1 (15)
		地域・在宅看護過程の展開	1 (15)
	成人看護学	成人看護の基礎	1 (30)
		リハビリテーション看護	1 (30)
		セルフマネジメントを支援する看護	1 (30)
		クリティカルケア看護	1 (30)
		終末期看護	1 (30)
		成人看護過程の展開	1 (30)
	老年看護学	老年看護の基礎	1 (30)
		高齢者の生活支援	1 (15)
		老年看護の援助論	1 (30)
		老年看護の技術	1 (15)
	小児看護学	小児看護の基礎	1 (30)
		小児看護の援助論□	1 (30)
		小児看護の援助論□	1 (15)
		小児看護過程の展開	1 (15)

	母性看護学	母性看護の基礎	1 (30)
		母性看護の援助論□	1 (15)
		母性看護の援助論Ⅱ	1 (30)
		母性看護過程の展開	1 (15)
	精神看護学	精神看護の基礎	1 (30)
		精神看護の援助論	1 (30)
		精神看護と多職種協働	1 (15)
		精神看護過程の展開	1 (15)
	看護の統合と実践	看護管理	1 (15)
		看護研究	1 (30)
		災害看護・国際看護	1 (15)
		臨床判断の応用	1 (30)
	小　計		43 (1,050)
専門分野	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1 (45)
		基礎看護学実習Ⅱ	2 (90)
		地域・在宅看護論実習Ⅰ	2 (90)
		地域・在宅看護論実習Ⅱ	2 (90)
		老年看護学実習	2 (90)

		成人・老年看護学実習Ⅰ	2 (90)
		成人・老年看護学実習Ⅱ	2 (90)
		成人・老年看護学実習Ⅲ	2 (90)
		小児看護学実習□	1 (45)
		母性看護学実習□	1 (45)
		小児看護学実習□	1 (45)
		母性看護学実習□	1 (45)
		精神看護学実習	2 (90)
		看護の統合と実践実習	2 (90)
	小　計		23 (1,035)
総合計			103 (3,000)

備考　１単位の換算

（１）　講義及び演習は、15～30時間の授業をもって１単位とする。

（２）　実技、実験、校内実習は、30～45時間の授業をもって１単位とする。

（３）　臨地実習については、45時間の実習をもって１単位とする。

別記第１号様式（第12条関係）

受　験　番　号
＊

年度

砂川市立病院附属看護専門学校　入学願書

現 住 所	（〒　　－　　）
電話番号	自宅　　（　　）
	携帯　　（　　）
ふりがな	
出 願 者 氏　　名	㊞

合　格　通　知　連　絡　先

送 付 先 住　　所	（〒　　－　　）
電話番号	自宅　　（　　）
	携帯　　（　　）

別記第２号様式（第14条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

砂川市立病院附属看護専門学校　　様

（ふりがな）
氏　　名　　㊞
年　　月　　日生

この度、砂川市立病院附属看護専門学校に入学を許可されました上記の者について、学則及び諸規則を固く守り、専心勉学することを誓います。また、連帯保証人は在学中の一切のことについて保証し、本人に誓約を厳守させるとともに、在学中に生じた貴学に対する授業料、その他一切の債務につき極度額を＿＿＿＿＿円として連帯保証いたします。なお、未払い債務が極度額を超える場合は、保証書を更新することを了承します。

以上、本人と連帯保証人が連著の上、誓約いたします。

連帯保証人（１）

本　　籍			
現 住 所			TEL
（ふりがな） 氏　　名			㊞
生年月日	年　　月　　日生		
職　　業		本人との 続　　柄	

連帯保証人（２）

本　　籍			
現 住 所			TEL
（ふりがな） 氏　　名			㊞
生年月日	年　　月　　日生		
職　　業		本人との 続　　柄	

別記第３号様式（第17条関係）

欠　　席　　届

第　　期生　　学年　　番　氏名

年月日	状況					講義名	理由	学生印	学年担当印	教務主任印
	欠席	学科		学科外欠席	実習欠席					
		欠課	遅刻早退							

別記第４号様式（第29条関係）

第　　号

卒　業　証　書

年　　月　　日生

本校専門課程看護学科（３年）の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し、文部科学大臣告示（平成６年文部省告示第84号）により、専門士（看護専門課程）と称することを認める。

年　　月　　日

砂川市立病院附属看護専門学校長